北海道行政書士会

GYOSEI DOSHI

特集「Road To Major!」

業務研修資料

行政書士北海道
2004年5月 No.262

ホームページアドレス = http://www.do-gyosei.or.jp
メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

表紙の人物

STV「どさんこワイド２１２」新キャスター

高山（たかやま）　幸代（さちよ） さん

会報編集委員会では会報のテーマを「北海道人よ、元気を出そう!」としております。今回は3月29日からSTVの夕方の人気番組「どさんこワイド212」の新キャスターになられた高山幸代さんに登場願いました。

〈プロフィール〉
札幌市出身。短大卒業後STV入社。
今年の春より「朝6生ワイド」から「どさんこワイド212」の新キャスターに。4歳から始めたバレエを今も週一度やっており、健康管理に役立てているそうです。

〈どさんこワイド212〉
毎週月～金・午後3:50～7:00。
北海道のニュース・生活情報やグルメ・旅情報など地域に密着した夕方のワイド情報番組。星澤先生の料理コーナー「奥様ここでもう一品」はギネスブックに掲載されています。

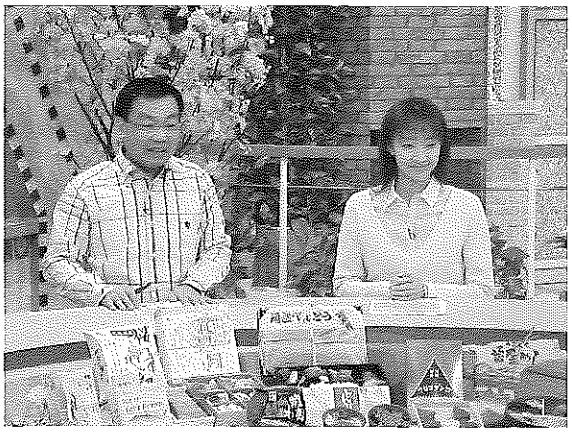

（左から）木村洋二・高山幸代・春日和彦・福永俊介・明石英一郎の各キャスター

INDEX

目　次

表紙の人物「高山幸代さん」インタビュー	2～5
特集「Road To Major!《オーソリティに聞く》」	6～11
建設業法施行規則の一部改正について	12～14
帯広運輸支局で初の無料相談会	15
札幌運輸支局「無料相談」を終えて	15
会館取得検討委員会・研修制度検討特別委員会答申を提出	16
研修会報告　入国・在留業務研修会	16
HTBテレビ「南平岸未来道」で市民セミナーの様子が放送されました	17
平成15年度決算監査が行われました	17
みやげんの巧言令色鮮ナシ仁	17
新入会員	18～19
報告　テーマ「デジタル社会と行政書士」研修会	20～21
ショートコラム・1	21
マスコットキャラクターの名前が決まりました	22
ショートコラム・2	22
お詫びと訂正	23
編集後記	23

編 高山さんは朝の顔として「朝6生ワイド」のキャスターを8年間務めてきましたよね。
思い出に残るエピソードを教えてください。

高 ニュースというのは明るいものばかりならばよいのですが、そうではないものを伝えなければならないことも少なくありません。ペルーの大使館人質事件で突入したのは日本時間の早朝でした。番組は生放送中です。詳しい情報が入ってこないので映像を見て描写するほかなく、対応するのが大変でした。時差の関係上どうしてもそうした海外の突発的なニュースは深夜に起こって早朝から速報を流すことが多いものです。9.11のアメリカ同時多発テロやイラク開戦も深夜に始まりました。

あと最近では昨年9月26日の十勝沖地震もありましたね。あれは放送の3分前だったんです。放送開始からすぐに速報で、緊急特番体制になり、終わってみたら正午でした。結局7時間ずっと放送していたんです。

よくメールなどを番組に頂くのですが、「これから仕事です」という新聞配達の方、お豆腐屋さん、パン屋さん、「今まで勉強していました」という受験生、「今帰ってきました。「朝6」で情報収集して寝ます」という夜のお仕事の方....。本当に様々な方が見てくださっているというのがわかります。

私たちも3時起きは正直つらいのですが、見て頂いている方も、それぞれ理由があって、そのつらい時間に起きていらっしゃるわけです。周りがまだ寝静まっている早朝の時間に、つらさを共有しているという連帯感は他のどの時間帯よりも強いような気がします。「お互いに大変だけど頑張ろうね」と励ましあっているような....。

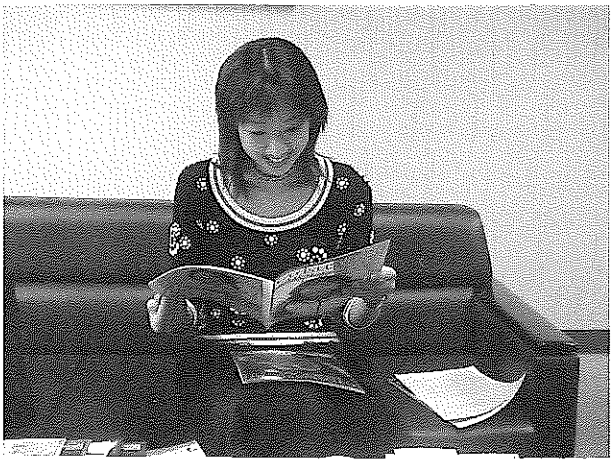

以前、体調を崩して入院し、番組をお休みしてしまったことがありました。その間本当にたくさんの方からご心配や励ましの言葉を頂きました。

その中で、ある年配の女性から頂いた、こんなお便りがありました。その方は家の中で一番の早起きでいらっしゃるようで「朝早く起きて家族よりも先に会う大切な人だから、早く良くなって戻ってきてください」というようなことが書かれてあったんです。これは本当に涙が出ました。うれしかったですね。私などがこんな言葉をかけてもらっていいのかというくらい、感謝の気持ちでいっぱいでしたね。

○朝の番組から夕方の顔に

編 高山さんは「どさんこワイド212」で初めての北海道出身の女性キャスターですよね。北海道に対する思い入れは

高 私は、生まれ育ったここ札幌のほかは知りません。アナウンサーは特に道外出身の人が多いんですね。地元にずっといるとその土地の良さに気づかないと思うんですけれど、そういう人たちに触れ合う機会が多くなるにつれ、札幌のような大都市で小一時間車を走らせると国立公園があるというのは他の都府県にはありえないということがわかりました。この自然の豊かさと四季のメリハリ、それに北海道の人は温かいと本州から来た人は皆さんおっしゃっていますよね。外から来た人を受け入れる感覚とか。私は生まれ育ったところに今も住んでいるのですけれど、お隣近所との繋がりとか、大好きですね。

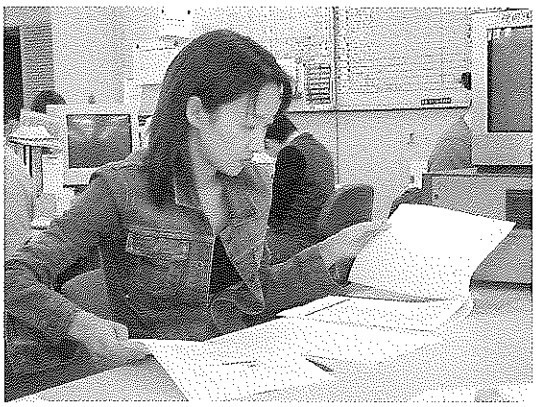

編 13年間続く長寿番組で、身近に感じますよね、放送局が。

高 そういっていただけるのが一番うれしいですね。街を歩いていて、声をかけてくださる方がいつも会っているような感覚を持っていただいているというのが、私たちにとってこの上ない喜びですね。

午後3時50分に放送が始まったときは、我が家もそうなのですが、主婦の皆さんはこれから夕食の準備をしようかという、主婦の一人の時間ですよね。番組の中にはお料理のコーナーもあるので、主婦の皆さんにはこれからヒントになるようなものをお伝えしたいと思っています。また、「どさんこワイド」放送中にご主人が帰ってきて、後半は家族団らんで食事をしながら見るというご家庭が多いと思います。だからそのようなときに直接言葉にするわけではないのですが、「おかえりなさい、今日も一日お疲れ様」という気持ちを持って放送したいな、と思っています。

編 視聴者の方をイメージして放送しているのですね。

高 そうですね。今まで私は「どさんこワイド」は一人の視聴者の立場でした。「朝6」を担当していたときは、「どさんこワイド」の放送時間帯は、大抵、家に帰っていることが多かったんです。テレビの前の人たちと同じ目線で家族と見ていた典型的な「どさんこ視聴者」だったんです。そのおかげで今スタジオに立っていてもテレビの向こうが見えやすかったのはよかったです。
後で母から聞いたのですが、初回の放送のとき父は4時には家に帰ってきたそうなんですね。仕事はどうしたのかなぁとは思ったのですが、それほど心配してくれていたんだと感じました。

今までスタジオの生放送ということであまり札幌以外に長期で出張というのが入社以来ないんですね。そういう機会がなかったものですから、「どさんこワイド」は旅情報もある番組なので、できればどんどん取材に行く行動するキャスターになりたいですね。

編 就職で北海道以外は考えなかったのですか

高 考えませんでしたね。実は私は放送局ってここしか受けていないんですよ。いろいろ「この職業もいいなぁ」と思い浮かべている中で就職活動直前になって北海道を離れたくない気持ちがとても強くなりまして、地元で仕事ができるという選択肢の中で受けた会社の一つがここだったんですよ。しかし入社してからは大変でした。道外から入社した同僚は、それこそ全国各社を受験して大学の頃から放送研究会、アナウンス研究会などで基礎を作ってきた人ばかりなので「アー」と声を出しただけでも全然違うんですよ、最初の発声練習から。そのとき「なんて間違ったところにきてしまったんだろう」と思ったのですが、そこから私は会社に入ってから勉強させてもらいました。

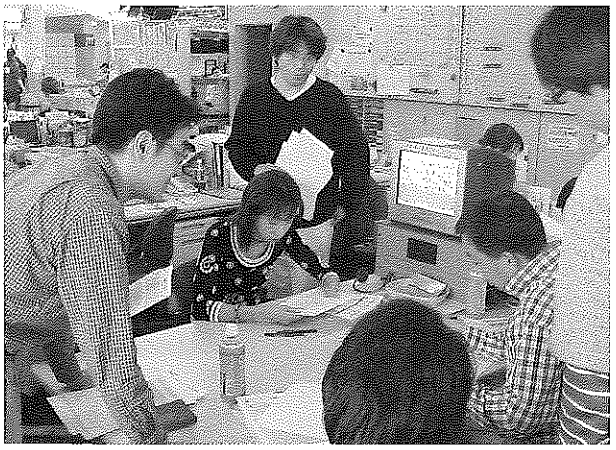

本当に「私ダメだ」と思ったことも何回もあるのですが、そこで思ったのはあきらめることは簡単、でもそれではいけない。いけるところまでいってみようということ。日々怒られて泣いていましたけれど。

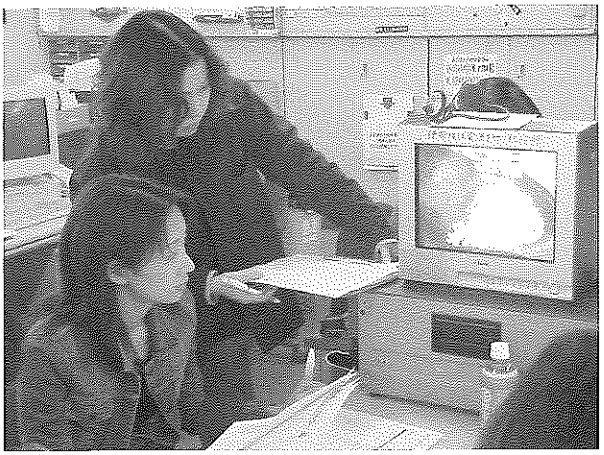

編 今の北海道の現状をどう思いますか

高 よく元気がないと経済的にも確かに言われています。深刻な問題に直面している方もいらっしゃるのでしょうが、そうは言いながら、みんなそんなに暗く生活していないというのが北海道の人の良いところなのかなぁ、大らかなところなのかなぁと思ったりします。しかし、その大らかさゆえに、現状を打破できない、変わって行かない、と思うところもあり、難しいですね。

編 「北海道人よ、元気を出そう!」のメッセージをお願いします。

高 北海道を変える、北海道が元気になるためにはまず北海道を知るということが大切だと思います。しかし北海道は広いですから、212市町村すべての現状や特色を理解するのは非常に難しいですよね。私にも言えることですが、旅などで色々なところを訪れても、それは断片的に知ったことにほかなりません。「どさんこワイド」では、地域に密着した情報を毎日きめ細かく発信していますので日々ご覧いただいて地元を知るというところから始めませんか？

<スタジオを見学させていただきました>

「どさんこワイド212」放送では総勢26人、中継を入れますと50人近いスタッフが1点の映像に集中し、まさに「プロの顔」を拝見させていただきました。集中しながらもリラックスした雰囲気の中、高山アナは全体の「調和」を心がけたアナウンスをしている印象を受けました。

道産子の高山さんに更なる飛躍と今後のご活躍を期待します。

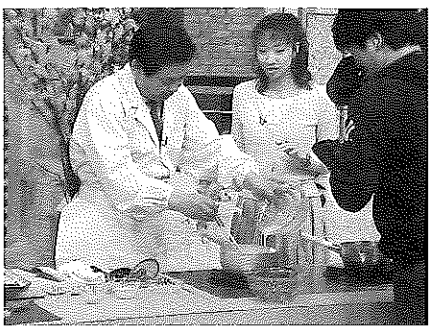

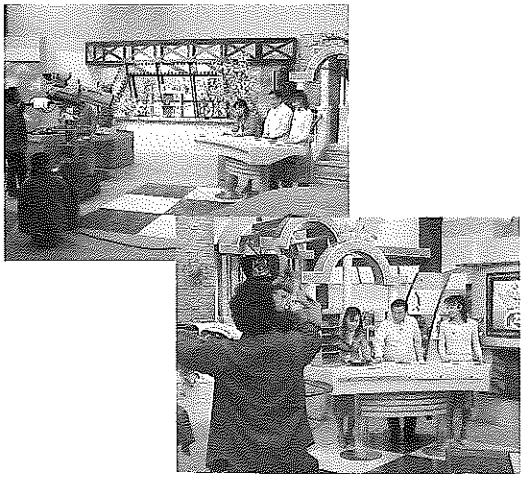

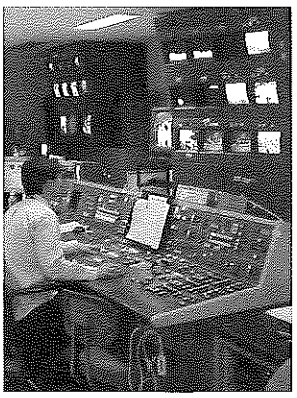

Road To Major!

《オーソリティに聞く》

シリーズ4回目となる今回は昨年の新入会員研修で講師を務められ、今回のテーマでは東京以北第一人者であり日行連認定著作権相談員の江谷清和先生に「知的財産権」とくに著作権登録申請についてお伺いいたしました。

Ⅰ．知的財産権という名の本来業務とは

○以前は知的所有権という法律概念（名称）でしたが？

江谷先生：以前から知的所有権という言葉で定着しておりました。しかし一方「工業所有権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）」という概念もあり最近はそれらが高度化・国際化し「産業財産権」と表現されるようになり総称的に「知的財産権」と呼ばれております。私がそれを一覧表（図1）にしたものがあります。

○我々は、この分野といえば江谷先生と当然認知しております。それを御自身で確信されたのは何時頃からでしょうか？

江谷先生：この分野でやれるという実績を作ることが大変でした。ある程度実績ができ、この知財分野業界で名前が売れた段階でやっていけるという確信となりました。
現在は、この業務に関して日本中どこから依頼がきても対応できる体制を整えております。この法律を知っている人はたくさんおります。しかし実務で総合的なコンサルタントができなくては意味がありません。

〈図1〉

(C)行政書士江谷清和事務所.2003.10

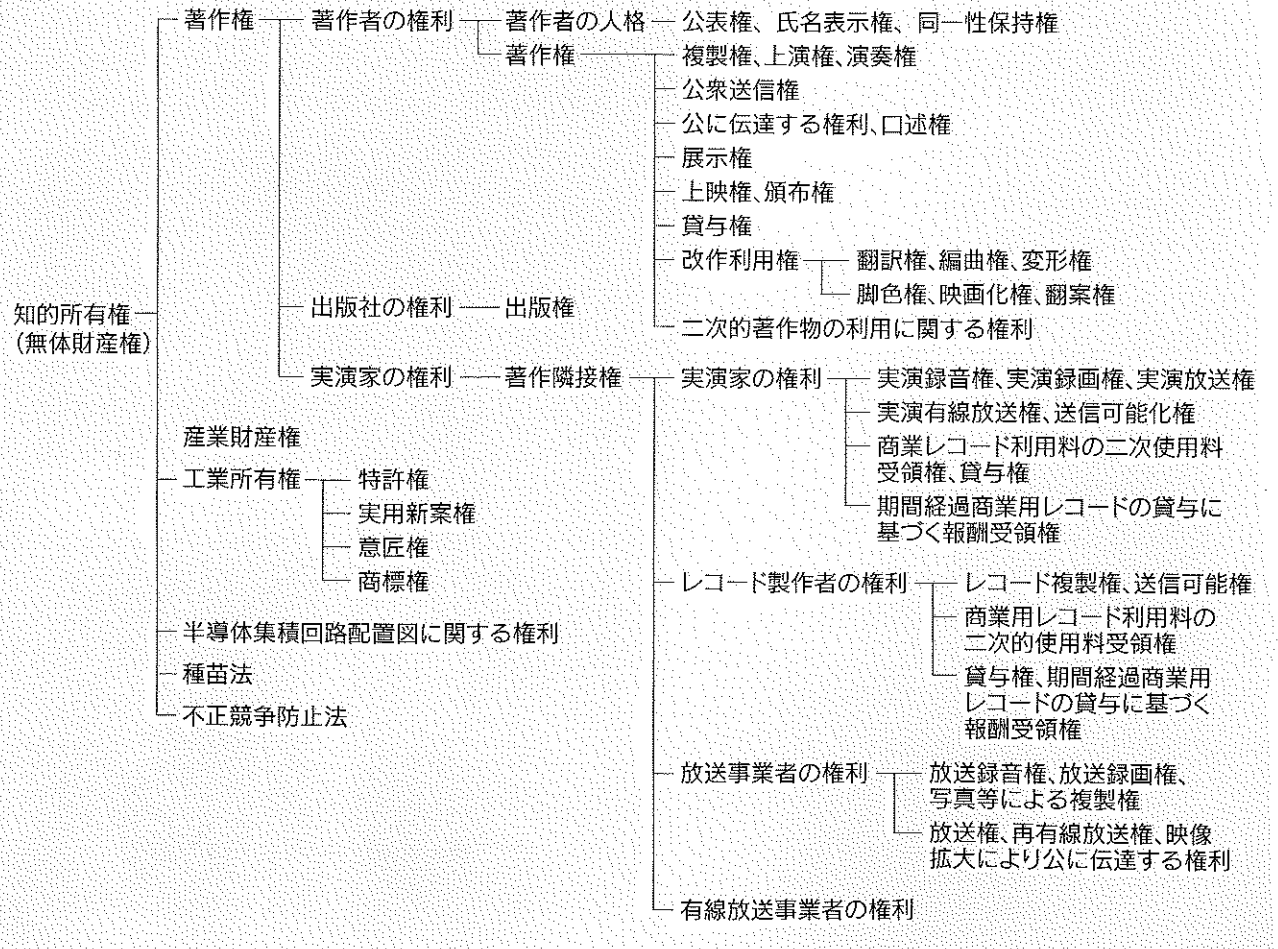

○開業当初からこの分野を中心にと考えていましたか？

江谷先生：いいえ開業当初は依頼があれば何でもやっておりました、運輸関係や倉庫業申請等も。ところが現在では２／３がこの分野の仕事となっております。

○この業務をはじめるきっかけはどのように得たのですか？

江谷先生：サラリーマン時代の友人がソフトウエア開発会社を経営しており、やってみないかと言われたのが始まりです。

○この仕事を行ってみて最初の感想はいかがでしたか？

江谷先生：１社からの依頼があればそこから裾野がどんどん広がることが分かりました。
①ソフトウェアであれば Windows95 が 98 になったようにバージョンアップがあること
②その案件に付帯する契約書類作成が数々存在すること
川下側・川上側・ＢtoC取引契約、使用許諾の文面の特殊な書類、精度の高い海外向け契約、Etc…. です。
枚挙に暇がありません。

○先生と顧客との業務委託形態は顧問契約形態と伺っておりますが？

江谷先生：すべて始めに顧問契約を結びます。顧問料は契約内容・量的業務内容によりますが、3万円～ 10 万円です。

○顧客獲得に営業等をしておりますか。

江谷先生：現在は一切しておりません。しかし当初は道や県のこの関連の取りまとめ団体で説明会を行い下記の要領で活動を行いました。
①知的財産権に関してはこういうケアーをしていかなければならない旨を、裁判事例等を提示しながら説明する。
②それを回避するために、今やるべき、やっておくべきことは何かを具体的に提案する(予防法学的プレゼン)。

これらにより、１件でも企業のトップとのルートができれば、連鎖的に色々開示している私の情報を新たな企業が自ら検索して私に依頼の連絡が入ってきます。　そこには付帯する業務も元々あり当初はその法人設立なども請負いました。しかし現在はその依頼者の地元の同業者に付帯業務は私から依頼しております。

○江谷先生以外にこの業務に関する専門の方はいらっしゃいますか。

江谷先生：東京以北では数人はいます。しかし東京の方が中心です。

○弁理士との兼合はいかがですか？

江谷先生：弁理士業務では特許権・実用新案・商標権・意匠権・登録業務・特許の審判の代理人業務が主に法的に認められる部分です。現状としては、我々行政書士の領域をどんどん弁理士に侵害されているのが実情です。仕事の幅から言えば著作権に勝るものはありません。この業務に対する、先入観として一般の方々は「特許」を頭に浮かべてしまいます。しかし「著作権」では創作的部分すべてが係わり、概念として非常に深いものがあります。

と、いいますのは「著作権」という権利は、創作した時点で登録の有無にかかわらず発生しているからです。
それを‘登録させる意義’を知らしめ登録させるのが我々の仕事です。

業務ポイント<登録させる意義を認識せよ>

①第三者に対抗できるのは登録するほかない。
②著作権譲渡・使用許諾の権利は登録をもって安全・確実に行使できる。

II．実務に関しての問答

○登録方法はどのような手続きですか？

江谷先生：登録申請書類はすべて書留で郵送します。直接提出ではありません。
申請場所は一般著作物では文化庁です。
（東京都千代田区霞ヶ関3－2－2）
ソフトウェアのプログラムは
財団法人ソフトウェア情報センターです。
（東京都港区虎ノ門5－1－4東都ビル）
後者には複製物を添付資料とすることが必要です。
具体的例をソフトウェアのプログラムの著作権の登録申請について説明します。
提出書類は
①創作年月日登録申請書
②著作物の明細書
③代表者資格証明書（現在事項証明等）
④委任状
⑤プログラム著作物の複製物
⑥登録手数料納付書
以上です。

①まず、創作年月日登録申請書には3,000円の収入印紙を貼ります。代理人申請でしたら、しっかりその旨を記載します（図2）。

創作年月日登録申請書
（3000円）　　平成16年3月10日

財団法人ソフトウェア情報センター
理事長　安西　邦夫　殿

1．著作物の題号
×●×Version7
2．登録の原因及びその発生年月日
平成16年2月17日に創作した。
3．登録の目的
創作年月日の登録
4．前登録の年月日及び登録番号
な　　し
5．申請者
住所　宮城県仙台市宮城野区●●　号
名称　～－＾＝株式会社
代表取締役　イ伊　●　マ正
代理人
住所　札幌市西区宮の沢1条2丁目3番
〒063-0051
TEL(011)666-4548
FAX(011)666-4548
ゴウ　ヤ　キヨ　カズ
氏名　行政書士　江　谷　清　和　職印
6．添付資料の目録
1．著作物の明細書　1通
2．代表者資格証明書　1通
3．委任状　1通
4．プログラムの著作物の複製物1件
5．登録手数料納付書　1通

（図2、本来はA4判）

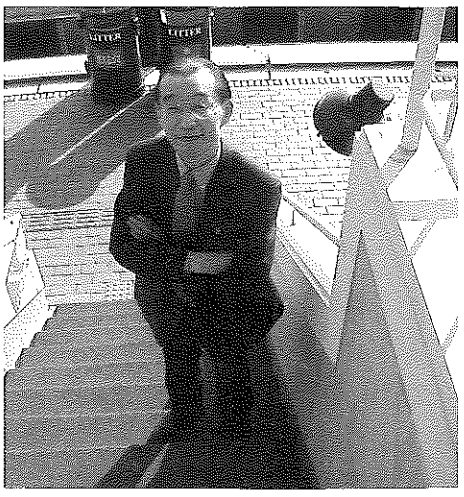

③「著作物の明細書」では
[概要][特徴][新規性]という3つの項目を具体的に説明します。
また、開発言語も記載します(図3)。

著作物の明細書

1．著作物の題号
　×●×Version7
2．著作者の氏名
　～＾＝株式会社
3．著作権の国籍
4．最初の公表の際に表示された著作権名
5．最初の公表年月日
　未発表
6．最初に発行された国の国名
7．著作物の種類
　プログラム
8．著作物の内容又は体様
（プログラム分類コード：医療・保健衛生分類コード：31230）
[概要] 本プログラムは，歯科矯正診断セファロ(顔面のレントゲン写真)をスキャナで取りこみ、計測ポイントを配置し各種計測を行い、矯正後の予測シミュレーション機能をもつプログラムであり、その結果リポート報告書を即時に作成できる機能を有する。
[特徴] 幅広い計測機能をもち、側貌･正面･歯冠長･頸椎年齢･軟組織･口唇移動等を測定し予測パラメーターから矯正後および成長シミュレーションが実行できる。
[新規性] 今までにない多くの分析項目をもち、計測およびシミュレーションがマウスによるドラッグ＆ドロップで容易に実行できる。また矯正画像はDB化され、口唇移動シミュレーション時に動画再生機能、スクリーンキャプチャ機能、画像フィルタ機能、ポイントの音声ガイダンス機能を追加し診断現場での即時性を向上させた。

開発言語　Microsoft　Visual　C/C++

(図3、本来はA4判)

④「委任状」では
＊著作物の題号
＊著作者の名称を記します(図4)。

委任状

私は住所札幌市西区宮の沢１条２丁目３番
　氏名　行政書士　江谷清和　を代理人と定め、
　次ぎの事項を委任します。
　１．下記の著作物に係わる創作年月日の登録申請に関する件

記

・著作物の題号　×●×Version7
・著作者の名称　～＾＝株式会社

平成16年3月1日
住所　宮城県仙台市宮城野区●●　号
名称　～＾＝株式会社
代表取締役　伊　●　正

(図4、本来はA4判)

⑤「プログラムの著作物の複製物」はマイクロフィッシュで提出します。
始めにA4判サイズでプログラムソースを8～11ポイントの大きさで出力します。
それを1コマとして「マイクロフィッシュ」に落として添付資料とします。
1コマは1センチ四方弱です。
今回の×●×Version 7では98コマありました。縦7コマ横14コマに並べました。
(図5)

プログラム名　×●×Version 7
申請社名：～＾＝株式会社

マイクロフィッシュを
7×14コマに並べている。

(図5)

⑥「登録手数料納付書」

これは、3万円を財団法人ソフトウェア情報センターへ振込んだ振込受付証明書(建設業の経審の時、分析センターの手数料納付と類似)を添付します(図6)。

登録手数料納付書

平成16年3月10日

1．申請者の氏名（名称）
～＾＝株式会社
2．手数料の内訳
（1）創作年月日の登録　　1件
（2）著作物の題
×●× Version 7

A振込受付証明書	申請書添付用
依頼日　平成15年3月10日 金　額　　¥30,000円 先方銀行 依頼人　　収納印	

（図6、A4判で作成）

以上が登録申請書類の具体例です。
最後に無事登録されますと、財団法人ソフトウェア情報センターから、登録済通知書が郵送されてまいります(図7)。
登録は長くて半年くらいです。

これら一連の業務で報酬は12万円～17万円くらいでしょうか。内容を取りまとめるのにどれくらいの資料が必要かで料金を設定します。

書類作成の注意すべきポイント

①建設業許可申請のように用件・準備資料がそろっていても登録にならない場合がある。そのことについて事前に依頼者に相当の説明しておかなければ訴訟等に発展する場合もある。
②データーベースで登録状況を調査するためインターネット環境を整えることも然ることながら、プログラム著作物がどの言語で作られているか一見で判断できる基礎知識も必要。
③登録申請において最も大切なことは秘密裏に進む業務であるがゆえ、守秘義務に関する徹底にある。例えばマイクロフィッシュ作成時に渡す原稿や過程で生じるロスは必ず破棄してもらう旨の契約が必要となる。
④先願権が登録において大切でありもありマイクロフィッシュ作成業者には納期が常に一定となるよう働きかけておかなくてはならない(スポット契約では後回しにされがち)。

プログラム登録済通知書

平成16年4月11日

～＾＝株式会社　殿

財団法人　ソフトウェア情報センター
理事長　　安西　邦夫

下記のとおり登録しましたので、通知します。

記

1．著作権の題号
×●×Version7
2．登録の目的
創作年月日の登録
3．登録番号
P第　941●号－1
4．登録年月日
平成16年4月11日

（図7、A4判）

○業務遂行の流れを教えてください。

江谷先生：始めに確認すべきことが2点あります。
①費用の確認
②登録までの日数的な流れ。小規模の企業等にとっては、著作権登録が融資や出資の条件となる場合が多いのです。
この2点が解決したなら、具体的なやり取りが始まります。
③ソースコードを送付してもらいそれをマイクロフィッシュに落とす。
④申請書作成
⑤依頼者から委任状と代表者資格証明書（会社謄本）を頂く
⑥報酬等を頂く（3万円の手数料と３千円の収入印紙代も含む）
⑦申請書郵送

○先生がよく参考になさっている文献やURLがありましたらご伝授ください。

「著作権法入門」
文化庁編著発行：社）著作権情報センター
「コンピュータープログラム著作権Q＆A」
植松宏嘉著　発行：金融財政事情研究会
「URL」
ソフトウェア情報センター：http://www.softic.or.jp
特許庁：http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

○先生は日行連の著作権相談員をされています。そちらではどのような取組みが行われているのですか？

江谷先生：東京会では「著作権相談コーナー」を設け、下記の具体的要望に応えようとしています。本会としても早期の対応が求められる分野と考えます。

＜要望集＞著作物を文化庁に登録したいとき・著作権の登録申請、出版権の設定や移転など登録したいとき・出版権の登録申請、著作隣接権を文化庁に登録したいとき・著作隣接権の登録申請、コンピュータープログラムを登録したいとき・プログラム著作物の登録、文化庁に登録された著作物を見たいとき・登録原簿謄本・抄本・閲覧申請、著作物の利用許諾の先が不明なときなど・裁定申請、相手と著作権の侵害でもめているとき・紛争解決斡旋申請、譲渡、委託、利用許諾、執筆などの契約書を作成したいとき・各種契約書作成、著作権等管理事業に進出したいとき・著作権等管理事業の登録申請、著作権者を特定したいとき・著作権の調査、著作権の財産的価値を知りたいとき・著作物の評価

○最後に先生から自らも含め行政書士の未来像を一言お願い致します。

江谷先生：まず、北海道においては札幌にソフトベンダーが集中している感があります。また、土地柄そのような産業が向いているといえましょう。しかしそのような人々をさらに増やすには彼らを法的に支える人間が、そこに控えていなければなりません。いうまでもなく我々がその一端の担い手であります。個人的には、例えば知財権に対しては行政書士がその第一人者として率先して動いているというスタイルを社会に知らしめたいです。

著作権はソフトウェアに限らず、例えば、舞踊の型・絵・写真等様々な創作物すべてに発生します。そこにはありとあらゆる業界が存在し業務する上では電子申請に変革しても従前と変わらない「人と人との関係」が根底にあります。企業の根を伸ばすための栄養を提供している我々は、顔が見えない一方通行の業務を行うのではなく血の通った人間関係を培っていくことこそが追求すべき「永遠のテーマ」でありましょう。

趣味がフライフィッシングという江谷清和先生は、業務においても本来のスマートと言う単語が業界一フィットするお方でありました。本日は貴重なお時間を頂き誠にありがとうございました。

建設業法施行規則の一部改正について

業務部長　板垣　俊夫

私たちの業務であります、建設業法がここ1、2年の間に一部改正が行われました。平成15年6月18日「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」において建設業法における経営事項審査制度の改正が公布され、平成16年3月1日に施行されております。又、平成16年4月9日建設業法施行規則の一部省令が改正され公布されており、施行期日はこの省令の公布の日から施行するとなっております（平成16年4月9日官報登載）。

雑駁でありますが概ねの改正点をQ＆A形式にてまとめてみました。会員諸氏の参考の一助にでもなればと願っております。

Q1．建設業許可申請書の様式の変更とは

A.

①今まで建設業許可申請書はB版用紙であったものがA4版用紙に統一されました。

②建設業許可申請書の様式の内容はほとんど変わりありませんが、様式第一号の部分では「この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません」という文言が追加されております。この表現は、経営状況分析申請書及び経営事項審査申請となる経営規模等評価申請書、経営規模等評価再審申立書、総合評定値請求書にも同様の記載がなされております。

③建設業許可申請書中、様式一号の記載要領中「申請者」の欄について作成代理申請が行政書士法改正によって明記することができるようになりました。申請者の建設業者名に加え、代理人として行政書士が記名押印をし、申請者の押印を要することなく提出することができます。その際作成に係る委任状を添付しなければなりません。

④建設業許可申請書中、様式第一号項番13にて「決算期の月」が削除され項番15にて「3知事許可――他の知事許可」が追加されています。又、様式第二十二号の二にて項番44「決算期の月」及び下記のとおりとする中で(8)が削除されています。

⑤建設業許可申請書中、様式第八号(1)項番61乃至65までありますが、以前は22乃至26でした。同様に様式第十一号の二項番71乃至75までとなっていますが、以前は27乃至31でした。

⑥届出書様式第二十二号の四が第二十二号の三となり、廃業届様式第二十二号の五が第二十二号の四となっております。

Q2．経営状況分析が指定期間から登録機関による実施とは

A.

①冒頭にも記載しましたように、経営事項審査における総合評定値(P)は「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」により平成16年3月1日より経営事項審査対象から切り離されました。

②今までの経営分析は、国土交通大臣が(財)建設業情報管理センターを指定して各審査行政庁がその指定期間に行わせていましたが、今後はこの指定期間から民間を含めた登録機関による実施となりました。その結果

1．経営状況(Y)の部分を登録機関が計算することとなりました。
2．登録機関に(Y)の計算結果の責任が発生します。
3．経営事項審査の点数を含めた審査項目や基準は何ら変わりません。

Q3．経営状況分析申請書の記載について

A.

①様式第二十五号の八(第19条の3関係)が経営状況分析申請書になりますが、国土交通省で出している本来の書式にはカラム(項番)が入っていません。登録機関によるデータ入力上、書式

<図1>

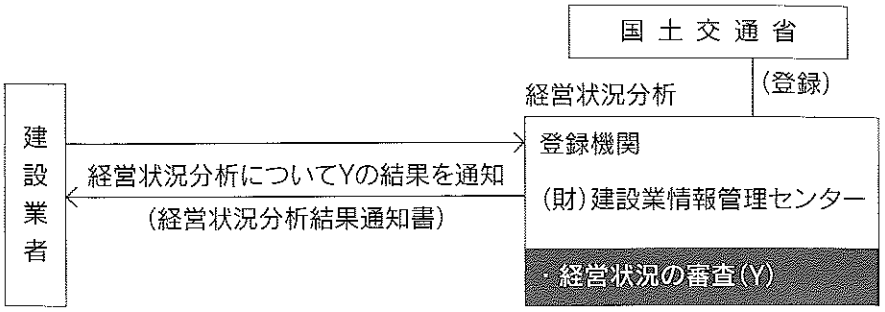

の中でカラムを切ってくる機関があるかと思いますが、これは国土交通省令の範囲内であると解釈しているようであります。

②記載要領1「申請者」の欄において作成代理が
1．行政書士法の改正によって明記することとなりました。行政書士が作成代理を委任された場合、申請欄は建設業者の記名と行政書士の代理人としての記名押印が必要となります。委任状を添付しなければなりません。
2．委任状で注意を要することは、包括的に経営審査事項全般として受任した場合には、経営状況分析申請書に添付できないため、写しで良いかという事になりますが、確認が必要でしょう。
3．申請書は作成していないが、財務諸表書類を調整した場合は、1と同様に記名押印を要します。

③記載要領8「審査対象営業年度」の記載が明確になりました。登録機関側において把握できないので、決算期変更、合併・分割、組織変更等による場合は、審査基準日の審査対象営業年度をコードを用いて申請することとなりました。
処理区分1　00～04－該当コード記入
2　特殊経審　別表(2)　10～20
該当コード記入

④経営状況分析申請書の添付書類とは(第19条の4)、財務諸表のことです。直前3年分の提出が必要でありますが、第19条の4第2項において、前回提出されその内容に変更がないものについては、前期・前々期を省略でき、1期分でよい事になります。

⑤経営状況分析の結果通知が決定されました(第19条の5)。今まで指定期間が一つであった事により、出てくる結果通知も一緒で問題はなかったのですが、今回の改正により、登録機関が複数となることが予想されるため、法整備をして法定化されました(様式第二十五号の十　第19条の5関係)

Q4．経営事項審査申請書の表題が変わり
経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書　　とは

A.
①経営規模等評価申請書とはX、Z、Wのことで経営規模の認定です(第19条の6、7)。
②経営規模等評価再審査申立書とは再審査の申立(第20条)であり、申立人が異議の申立をするのではなく、行政庁側において制度改正を行った場合にする申立です。平たく言うと行政庁の間違いでもう一度出し直すものです。
③総合評定値請求書とはPの事で総合的評定であり、単なる計算事務です(第21条の2)。よって通常はX、Z、Wを行政庁に申請をする一方、Pを任意で申請すると経営事項審査結果が出てくる事になります。2件の申請を同一用紙にて申請できる事になります。結果通知につきましてもX、Z、Wの結果通知及びPの算出結果通知により経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書という形で一枚で結果通知(様式第二十五号の十二　第19条の9、第21条の4関係)が出ます。

Q5．経営規模等評価(X、Z、W)の申請と経営状況分析(Y)の申請の順序は

A．法制上はどちらを先に受けてもよいことになります。XZWとY双方の結果通知を受けた段階で建設業法第27条の23に規定される「経営事項審査」を受けた事になります。総合評定(P)の請求については少なくともYは終了していなくてはなりません。

Q6．建設業法第27条の23に規定される経営事項審査に総合評定値(P)は含まれるか

A．経営事項審査は建設業法第27条の23に規定されるとおり
①経営状況
②経営規模、技術的能力その他の経営状況以外の客観的事項(経営規模等評価) となっており、総合評定値(P)については経営事項審査には含まれず、 申請者から請求があった場合に許可行政庁が算出して通知することになります。

Q7．改正後の経営事項審査の審査手順は

A．経営事項審査等については以下の手順が想定されます。
①建設業者は登録機関に経営状況分析(Y)を申請する。
②登録機関は経営状況分析(Y)の結果を建設業者に遅滞なく通知する。
③建設業者は許可行政庁に経営規模等評価(XZW)及び総合評定値(P)を申請する。
④許可行政庁は経営規模等評価(XZW)及び総合評定値(P)を建設業者に通知する。

Q8．申請時の許可番号は

A．これまで該当する年度が複数ある場合最も新しい年度を記入するということでありましたが、今回は古い方に変更になっています。古い方を記載させる事によって許可期限切れも同時に確認できることから古いものを記載することになりました。

Q9．建設業経理事務士3級についての取り扱いは

A．平成16年3月31日までの間に行われた申請に係る経営事項審査においては建設業経理事務士検定試験の3級試験に合格した者の数を審査の項目としていますが、この延長はありません。規則別記様式二十五号の十一別紙3の記入欄は平成16年4月1日以降も残存することになりますが、1級、2級のみの審査となり、3級については審査の対象とならない事となります。

Q10．改正経営事項審査申請の手数料は

A　従来の経営事項審査申請の基本部分は8500円、1業種につき2500円加算でしたが、改正後によりますと

経営規模等評価申請	基本部分 8,100円	1業種 2,300円
総合評定値請求	基本部分 400円	1業種 200円
再審査申立	無　料	

ということになります。

＜図2＞

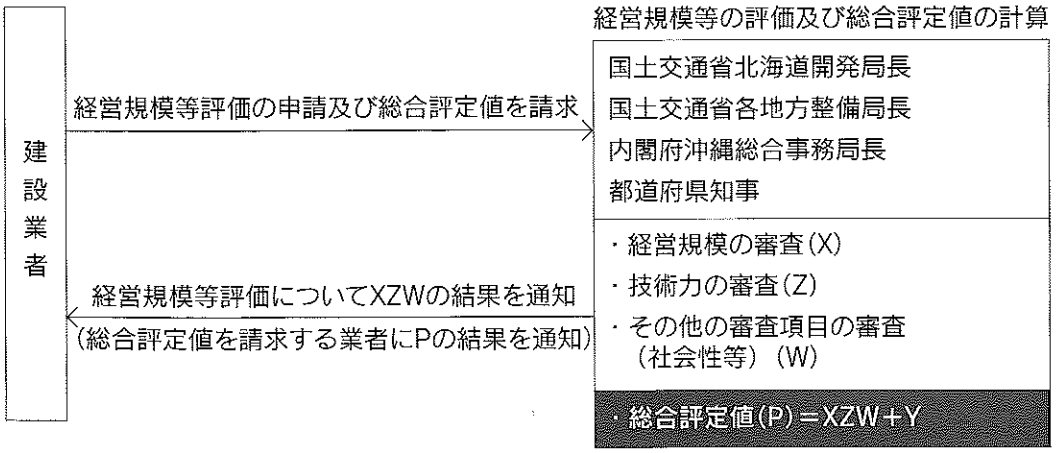

帯広運輸支局で初の無料相談会

十勝支部　下関　桂子会員

3月29日～31日の年度末繁忙の3日間、北海道運輸局帯広運輸支局内のロビーと1階奥会議室で、申請に訪れた一般の方々を対象に申請書の書き方についてアドバイスしました。無料相談にあたったのは、会員（補助者を含む）9名（3日間で延べ人数15名）で、腕章と名札をつけて午前9時から午後5時まで交代であたりました。初めての取り組みでしたが無事に終了し、帯広運輸支局の処理件数の約8%（3日間平均）に対応し、混雑緩和に協力できました。

（件数は3日間トータルの数字）

相談内容	相談件数
移転・変更登録	92件
抹消登録	120件
その他	13件
合計	227件

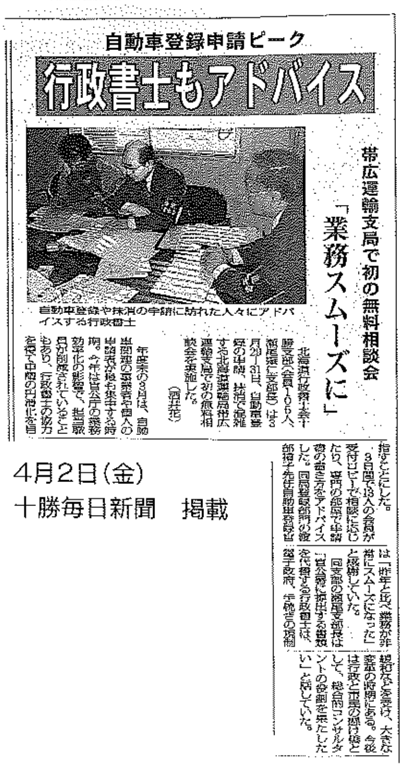

自動車登録申請ピーク

行政書士もアドバイス

帯広運輸支局で初の無料相談会

「業務スムーズに」

自動車登録や抹消の申請に訪れた人々にアドバイスする行政書士

北海道行政書士会十勝支部（会員105人、[illegible]支部長）は3月29～31日、自動車登録の申請、抹消で混雑する北海道運輸局帯広運輸支局で初の無料相談会を実施した。（酒井花）

年度末の3月は、自動車関連の事業者や個人の申請者が最も集中する時期。今年は官公庁の業務効率化の影響で、担当職員が削減されていることもあり、行政書士の協力を得て申請の円滑化を目指すことにした。

3日間で13人の会員が受付ロビーで相談に応じたり、専門の部屋で申請書の書き方をアドバイスした。同局登録部門の[illegible]先任自動車登録官は「昨年と比べ業務が非常にスムーズになった」と感謝していた。

同支部の[illegible]支部長は「官公庁に提出する書類を代行する行政書士は、規制緩和などを受け、大きな変革の時期にある。今後は行政と市民の懸け橋として、総合的コンサルタントの役割を果たしたい」と話していた。

4月2日（金）
十勝毎日新聞　掲載

札幌運輸支局「無料相談」を終えて

業務部長　板垣　俊夫

平成16年2月23日、北海道運輸局札幌運輸支局長と本会との間において、札幌運輸支局登録部門窓口相談業務の請負契約を締結いたしました。本契約により、平成16年3月29日から同月31日までの3日間に亘り、札幌運輸支局駐車場仮設ユニットハウスにて、年度末に極端に集中する申請窓口の混雑緩和並びに一般ユーザーにも手続等がスムースに行えるよう無料相談を実施しました。これは運輸関連の行政書士業務を広く周知して頂く上では、非常に有効な事ではなかろうかと思うところでありますが、実施にあたり札幌支部の多大なご協力を頂き、また業務多忙の中を相談員として担当して頂いた諸先生方には紙面をお借りして厚く御礼を申し上げるところでございます。

今回の相談員従事者は延べ30人となり、相談件数は382名となりました。相談内容の9割が移転・変更、抹消の登録であります。今後も業務部に関する事項を継続して推進して参りたいと思っております。

（件数は3日間トータルの数字）

相談内容	相談件数
新規登録	3件
移転・変更登録	190件
抹消登録	163件
その他	26件
合計	382件

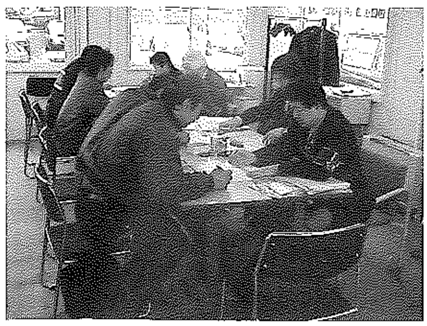

会館取得調査検討委員会・研修制度検討特別委員会答申を提出

平成16年4月27日、きょうさいサロンで行われた本会理事会において、会館取得調査検討委員会（委員長　札幌支部　村田菊男）、研修制度検討特別委員会（委員長　室蘭支部　河野秋昭）両委員会が会長宛に答申を提出しました。

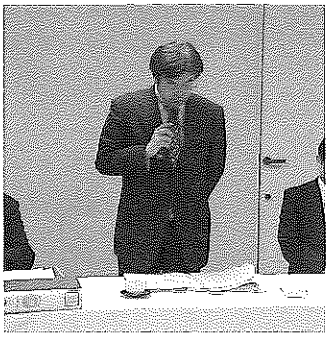

村田会館取得調査検討委員長

河野研修制度検討特別委員長

研修会報告 入国・在留業務研修会

札幌支部　成田　眞利子会員

平成16年4月16日(金)、「入国・在留関係申請手続の実務と留意点」をテーマに札幌第1ホテルにて研修会が開催されました。

元東京入国管理局長で東京都行政書士会所属の山崎哲夫氏を講師にお招きして、30名の参加者が最新情報を交えた講義に熱心に聞き入りました。

外国人の入国・雇用のための査証・在留関係書類作成等におけるキーポイントや、日本人の配偶者等身分・地位に基づく在留資格の実務と留意点について、詳しい資料を参考にしながら講義は進みました。

参加者からは、非常に貴重なお話を伺うことが出来たので、是非今後の業務に活かしたいという感想が出ていました。

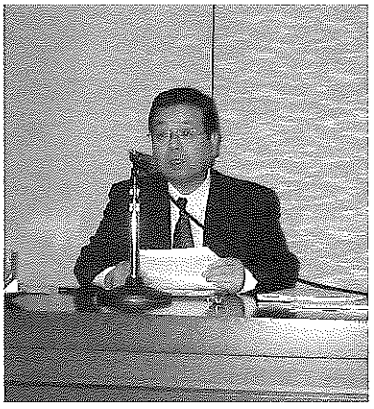

講師　山崎哲夫氏

司会　滝沢俊行会員

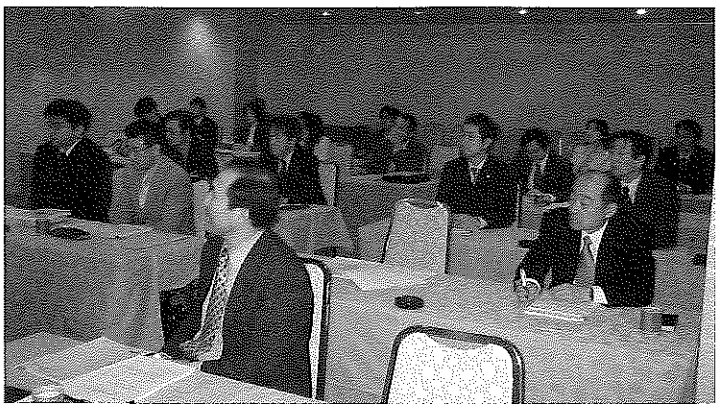

会場の様子

HTBテレビ「南平岸未来道」で市民セミナーの様子が放送されました

3月7日に開催された本会主催市民セミナー「ブロードバンド時代の北海道IT戦略」－北海道から全国に発信する企業家たちと語る－の様子が4月17日南平岸未来道(HTB毎週土曜深夜1時30分～)にて放送されました。

放送では会場の様子のほか、基調講演をしていただいた北海道大学大学院教授山本強教授(みちとくらしと未来のネットワーク委員)と深貝会長のインタビューが放送され、それぞれブロードバンド時代の行政書士の業務のあり方についてコメントされていました。

北海道みちとくらしと未来のネットワークホームページ
http://www.michi-mirai.com/index.asp

平成15年度決算監査が行われました

平成15年度決算監査が4月19日20日に実施され、結果については総会にて監査報告されることとなりました。20日は、正副会長及び各部長に対して監事より監査の概要と各部事業への質問が行われました。

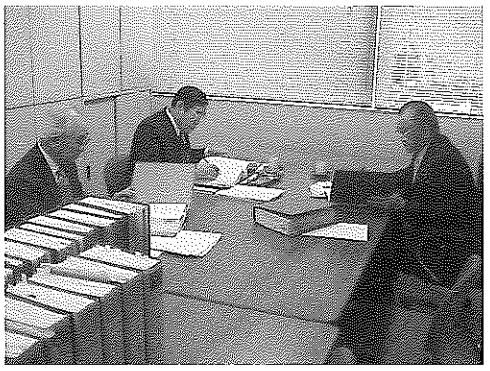
監査の様子

川畑二郎 監事(左)　中川宏熙 監事(右)

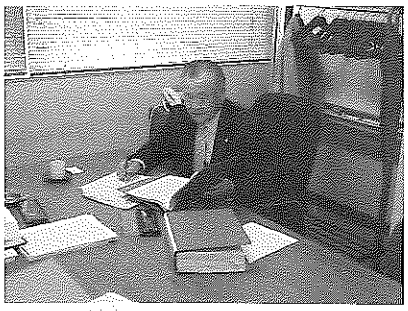
佐々木英壽 監事

コラム みやげんの巧言令色鮮ナシ仁

某自動車会社で許されざる事件がありました。世界で最も多種多様な業種に係わり同じブランドを掲げ日本ではそれが冠たる企業群にとって多大なダメージとなる事件でありました。かんがみますと、近年の定着概念のひとつに企業統治という言葉があります。一般にはコーポレートガバナンスといわれます。そこで一番大事な意味合いは、「企業(組織)は一体誰のものか」ということです。それは組織をその利害関係者すべてのものと認識し、その利害関係者の「なぜ」にその責任者が答えつづける作業を企業統治と言うようです。常に組織一丸で透明性を保つ事が求心力を保つ時代、いわばやっと正直者は損をする時代から得をする時代へ、真実の時代に入ってきたようです。皆さんパートナーへは早めに真実を語りましょう。

NewFace 新入会員

中野 眞男（なかの まさお） 昭和19年10月31日生

札幌支部　平成16年２月13日入会
事務所　札幌市中央区南８条西16丁目３番13号
平出ビル１Ｆ
TEL 011-520-3403
FAX 011-520-3403

〈コメント〉
宜しくお願いします。

久々津 悦子（くくつ えつこ） 昭和34年２月17日生

札幌支部　平成16年４月２日入会
事務所　札幌市中央区大通東２丁目８番地５
プレジデント札幌４Ｆ
TEL 011-281-3545
FAX 011-222-7565

〈コメント〉
税理士業務との兼業となりますが、幅広い視点で業務を行っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

草野 馨（くさの かおる） 昭和18年１月18日生

札幌支部　平成16年４月２日入会
事務所　札幌市中央区大通西８丁目２番地39
北大通ビル
TEL 011-231-2318
FAX 011-231-2539

〈コメント〉
行政書士業界に仲間入りさせて頂きました。今後はお客様のニーズに答えられるよう、スタッフ一同より研鑽して参りますのでご指導下さるようお願い申し上げます。

外山 邦彦（とやま くにひこ） 昭和19年２月２日生

札幌支部　平成16年２月27日入会
事務所　札幌市北区新川３条15丁目10番21号
TEL 011-763-5617

〈コメント〉

北村 和幸（きたむら かずゆき） 昭和28年７月８日生

札幌支部　平成16年４月２日入会
事務所　札幌市東区北12条東16丁目１番７号
TEL 090-1385-6102

〈コメント〉
右も左も解らない状態ですが、先輩の皆様方のご指導をいただき、１日も早く道民の皆様のお役に立てる様、がんばりたいと思います。

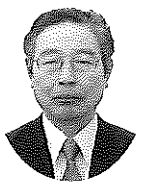

櫻庭 松雄（さくらば まつお） 昭和13年12月21日生

札幌支部　平成16年４月２日入会
事務所　札幌市東区北19条東22丁目５番30号
TEL 011-782-0234
FAX 011-782-0234

〈コメント〉
長い人生の中で、新しい分野で社会を見つめ直すという機会が得られたことを嬉しく思います。また、北海道の中枢、札幌支部に入会させて頂き、会員の皆様からいろいろな指導と助言を頂きながら行政書士としての職責を果たしまいりたいと思っています。

櫻庭 光子（さくらば みつこ） 昭和17年９月５日生

札幌支部　平成16年４月２日入会
事務所　札幌市東区北19条東22丁目５番30号
TEL 011-782-0234
FAX 011-782-0234

〈コメント〉
生活の身近な行政書士をめざして、自らの加齢と向き合いながら、ささやかなチャレンジを続けていきたいと考えております。どうぞよろしくご指導お願い申し上げます。

西村 巧（にしむら たくみ） 昭和37年３月12日生

札幌支部　平成16年４月２日入会
事務所　札幌市東区北33条東７丁目１番21号
TEL 011-751-8378

〈コメント〉
司法書士事務所勤務の後、この度、行政書士と同時にマンション管理士の登録をいたしました。会社設立・マンション管理組合コンサルティング・不動産関連許認可等を中心に〔ａｌｌｒｏｕｎｄｅｒ〕を目指します。

岡村 直保（おかむら なおやす） 昭和14年８月21日生

札幌支部　平成16年２月27日入会
事務所　札幌市厚別区もみじ台南３丁目15番９号
TEL 011-897-7285

〈コメント〉
地方行政を退職したのを機会に、これまでの経験を基にして、取り組んでみたいと思っております。未経験の仕事なので、皆様のご指導宜しくお願いいたします。

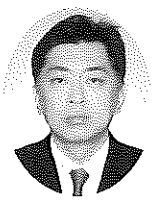

田口 篤太郎（たぐち とくたろう） 昭和34年７月６日生

札幌支部　平成16年２月27日入会
事務所　札幌市豊平区豊平３条２丁目１番29号
トランスビル２階
TEL 011-822-0671
FAX 011-823-7892

〈コメント〉
新たに、諸先輩方が築かれてきた土壌の上で一員として仕事をさせていただくことになりました。日々努力を怠らず頑張りますので、ご指導よろしくお願いいたします。

山代 るみ（やましろ るみ） 昭和53年1月27日生

札幌支部　平成16年4月2日入会
事務所　札幌市北区新琴似8条16丁目3番21号
ソシアルトミイNO52-1号
TEL 011-763-3525
FAX 011-763-3525

〈コメント〉
全てにおいて未熟者ですが、「お客様の視点で」を心がけ、業務に全力で取り組んでいきたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

万丈 勝彦（ばんじょう かつひこ） 昭和22年5月9日生

札幌支部　平成16年2月13日入会
事務所　札幌市南区藤野6条9丁目496番地11
TEL 011-592-1245
FAX 011-952-1245

〈コメント〉
今回入会した万丈です。去年の今頃、我家のルーツを辿るべく富山市に行き、ご先祖様のお墓にお参りする事が出来ました。今年も様々な出来事との出会いを楽しみにしております。

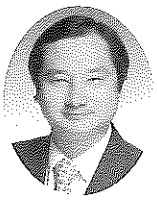

上野 稔哉（うえの としや） 昭和37年1月15日生

札幌支部　平成16年4月2日入会
事務所　札幌市西区八軒1条東2丁目2番
33－505号
TEL 090-3397-9489

〈コメント〉
新たな取扱分野を切り拓きながら、国際的視野に立ち、夢を叶えるお手伝いをしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

本間 輝一（ほんま てるかず） 昭和23年12月12日生

札幌支部　平成16年4月2日入会
事務所　札幌市西区山の手1条13丁目2番37号
TEL 011-614-8270
FAX 011-614-8270

〈コメント〉
長い間の希望が叶い、開業に漕ぎ着けることが出来感無量です。諸先輩の御指導を仰ぎ、徐々に軌道に乗せて行きたいと決意を新たにしております。

松尾 拓也（まつお たくや） 昭和48年11月25日生

札幌支部　平成16年2月27日入会
事務所　石狩市花川北3条5丁目118番地
TEL 090-1526-1617
FAX 0133-72-3068

〈コメント〉
右も左も分からない新人です。これから努力していきたいと思いますので、ご指導よろしくお願いいたします。

本間 靖夫（ほんま やすお） 昭和11年7月5日生

函館支部　平成16年2月27日入会
事務所　松前郡松前町字豊岡56番地
TEL 01394-2-2250

〈コメント〉

金城 克則（きんじょう かつのり） 昭和45年2月23日生

函館支部　平成16年4月2日入会
事務所　函館市乃木町5番3号
TEL 0138-53-0702
FAX 0138-53-0874

〈コメント〉
各種研修会へ積極的に参加し、知識を身に付けたいと考えています。ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

黒田 隆之（くろだ たかゆき） 昭和52年9月13日生

小樽支部　平成16年2月27日入会
事務所　小樽市入船2丁目5番12号
TEL 0134-32-0862
FAX 0134-32-0862

〈コメント〉
地域に密着した親しみやすい行政書士を目指したいと思います。この初心を忘れずに、日々努力していきたいと思います。

佐藤 幹夫（さとう みきお） 昭和39年11月2日生

空知支部　平成16年2月27日入会
事務所　夕張郡栗山町松風3丁目64番地
TEL 01237-2-0061
FAX 01237-3-2153

〈コメント〉
昨年11月父佐藤悦夫が死去し、事務所を引き継ぎました。試験合格してから16年経過しての登録となります。

高尾 晃（たかお あきら） 昭和17年10月21日生

空知支部　平成16年2月27日入会
事務所　岩見沢市1条東6丁目1番地5
TEL 090-5959-08033

〈コメント〉
先輩行政書士の皆様、初めまして。この度、道行政書士会空知支部に加入致しました高尾と申します。還暦を超えた若葉マークですが、今後とも宜しくご指導下さいますようお願い致します。

報告　テーマ「デジタル社会と行政書士」研修会

企画開発部　計良　隆司

企画開発部は、去る平成16年4月28日（水）ホテル札幌ガーデンパレスにて、「タイプ1－G証明書について」日本商工会議所電子認証専門講師であられる坂本博則氏、「電子道庁（申請堂）について」北海道IT推進室情報基盤課　主任　山崎記敬・長田尚人両氏をお招きして、今後の行政書士業務を左右するネット社会対応について、講演していただきました。

坂本博則　講師

①「タイプ1－G証明書について」　13:30～15:30

当会と日本商工会議所とで行政書士の資格を認証する、唯一の電子証明書を発行する商工会議所の専任講師より、電子政府への取り組み背景、今後の電子申請予定についてお話いただきました。

その後、本題である「行政書士電子証明書」のしくみ及び取得方法について、ご説明いただきました。

★「お申し込みから電子証明書の取得の流れ」

1）認証局webサイト（http://ca.jcci.or.jp）にてwebエントリーする。
2）エントリーと同時に行政書士に対して、電子メールアドレスを確認するメールが送信された行政書士は、認証局に確認メールを送信する。
3）認証局から行政書士に対して申請書類が、添付電子メールにて送信される。
4）行政書士が申請書類・添付書類を、認証局へ書類を郵送する。または、指定商工会議所へ持参する。
5）認証局にて書類審査および日本行政書士連合会への照会確認をおこなって、電子証明書を作成する。
6）認証局は、電子証明書を取得するパスワード等を本人限定受取郵便で、行政書士の住民票記載住所に発送する。
7）行政書士は、電子証明書秘密鍵をダウンロードする。完了しましたら、受け取り確認ハガキを認証局に返送する。なお、電子証明書を取得するまで、申請後2～3週間かかります。

行政書士事務所を平成16年8月1日以降に法人化された場合、現在取得している証明書は、失効しますので、法人化を予定している事務所はご注意ください。

有効期間2年30日
料金／14,700円（税込）商工会議所非会員
　　／12,600円（税込）商工会議所会員

上記がおおまかな概要になります。詳しくは認証局webサイトにてご参照ください。

また、webサイトにて各行政機関と接続確認テストを逐次公開しておりますのでご確認ください。ただし、接続確認がないと利用できないものではありません。

現在、各省庁でオンライン申請システムがありますが、行政書士の身近な業務申請としては、国土交通省の「特殊車両の通行許可のオンライン申請」があります。

是非とも、サイトにアクセスしてみてください。

（http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp）

山崎記敬　主任

②「電子道庁(申請堂)について」　15:45～17:00

現在、道が行う申請・届出の手続きは順次オンライン化を実施していく予定であります。年次受付件数が概ね100件以上の手続きを平成17年度までにオンライン化をします。

「署名・捺印の必要がない手続き」から始め、「署名・捺印の必要がある手続き」「手数料納付を伴う手続き」「代理人からの申請」へと順次拡大していきます。

平成18年度末には、「処分通知を伴う手続き」をオンライン化し、電子道庁の実現を目指しています。

現在、webサイトでは、17申請をアップしております。行政書士業務はまだありませんが、「使用アンケート」がありますので、一度webサイトに訪れてみて、電子申請を体験してみてください。

(https://shinseido.ar.pref.hokkaido.lg.jp)

また、今回の申請堂サイト開設にあたり、テストランに北海道行政書士会　企画開発部・高度情報化委員会の多数の参加を頂くと同時に、多数の行政書士のご意見を頂き、講師よりお礼のお言葉を頂きました。

最後に、今後、電子申請が主流になる事は確実であり、行政書士業務に欠く事の出来ないネット社会への環境整備を整え、いち早く多くの会員が研鑽され対応をとられる事を、切に希望します。

酒井正　副会長

吉村学　企画開発部長

コラム　ショートコラム・1

行政書士が「代理権」を取得して以来、「代理」という言葉に敏感になっているのはわたしだけでしょうか。ある日「代理見合い」の記事を見つけました。なんと親が子供に「代理」して、子の略歴や写真を見せ合い、本人が気に入れば後日見合いをさせるというものです。問い合わせは随分あるのだそうです。わたしたちは依頼人が忙しいから「代理」して仕事を受けたりするものですが、見合いまで人任せにしてしまっていいのでしょうか？？どうも納得がいかないような「代理」ではありますが、考えようによっていろいろな「代理」があるものです。わたしたちの仕事にもまだまだいろんな可能性があるに違いありません。しかし、親はとっとと子離れしなきゃいけませんよね。

(T)

マスコットキャラクターの名前が決まりました

キャラクター審査委員会委員長　佐藤　　聡

マスコットキャラクターは、昨年度総会でご提案を頂き、広報部として検討を進めて参りした。北海道行政書士会が広く道民から親しみを感じて頂くためにもその効果は大きいものと判断し、また広報活動の一助としてふさわしいという結論を出し、広報部で採用するための審査を進めてまいりました。

公正を期するため、キャラクター審査委員会を立ち上げ、全国から作品を公募し、愛らしく元気な子供をイメージした作品が当選したこと、またその除幕式の模様は北海道新聞に掲載され、道民にも広くお知らせする事が出来ました。

その後、この熊の子供をイメージした当選作品に、愛称をつけようということとなり、会員からの募集を行いました。４月２６日、キャラクター委員会が開催され、応募の中から以下の名前に決定いたしましたので、お知らせいたしますと共に、今後道会において様々活用してまいる予定でおります。会員のみなさまにおかれましても、名刺、封筒、クリアファィル等での活用を積極的に行っていただけるようお願いたします。

なお、キャラクターの取扱いは、会員が自由に使用できるものとします。ただし、会員個人によるキャラクターの変更は出来ませんのでご注意ください。マスコットキャラクターは、現在商標登録は申請中です。

受賞したマスコットキャラクターの名称
『たくまくん』
応募者の所属及び氏名
札幌支部、宮元　仁　会員

(注)「たくま」の意味は、切磋琢磨（学芸・技芸に励んで修練する事）及び、逞しい（勢いや意思が力強く盛んであること）を含んでおり行政書士のイメージにつながります。

今回、名刺・封筒用等のシールを作成し同封致しました。ご自由にお使い頂ければと思います。追加発注の場合は有料で承りますので、ご希望の方は本会事務局までご連絡下さい。

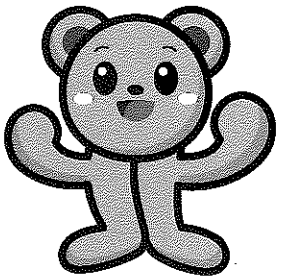

コラム　ショートコラム・2

米国の牛肉BSE問題のため、牛丼を見かけなくなってから随分時間が経ちましたが、インターネットの検索サイトを覗くと「吉野屋の牛丼の作り方」などを数多く発見しました。調味料、材料の果てまで事細かに載っておりますが、元吉野家の従業員で何年も勤めていた人の書き込みもあります。さて、ふと考えてみたのですが、吉野屋の就業規則に「守秘義務」なるものはないのかな？外食産業にとってレシピは生命線に近いものだと思うのですが、それが広く公開されていてもたいしてお咎めもなし。かえって新しい食材にチャレンジしています。この問題に関しては会社としての責任は全くないにも係わらず、この精神には頭が下がります。一方某自動車会社の会社ぐるみのリコール隠しが発覚した報道がありました。とても残念です。世界に冠たる企業として、しっかりした対応をして頂きたいと思います。　(S)

お詫びと訂正

3月号P23の行政書士による「除籍謄本の交付請求について(伺い)」で戸籍法の部分、P30の行政書士試験結果の15年度全国の数値に誤りがありましたので、訂正するとともに改めてお詫び申し上げます。

P23　規制（戸籍法第一条の二第二項、同法施行規則第一条の三）
→ 規制（戸籍法第一二条の二第二項、同法施行規則第一一条の三）

P30　申込み数(A)78,826 → 96,042
受験者数(B)67,040 → 81,242
受験率85.0% → 84.6%
合格者数(C)12,894 → 2,345
合格率19.2% → 2.9%

編集後記

今年はオリンピックの年です。メダルを期待される女子種目が目白押しです。柔道、レスリングなど、オリンピックに出場するよりも代表選出のほうが大変な種目も多く見受けられるようになりました。女子マラソンの高橋尚子選手は残念でしたが、選考レースでのみの結果で決まるという、今までの経緯からするとどうなのかなと思われる選考を経て出場が決まった3選手にはプレッシャーもあるでしょうが、是非頑張っていただきたいと思います。アメリカのように一回の選考会の結果のみでオリンピックの出場を決める国もあり、前回の女子マラソンのように過去の実績を加味した選考を行う国もあります。JOCは後者の基準が批判をうけることが多いので、前者の一発で決定するようにしたのでしょうが、どうでしょうか？

過去、オリンピックは「出場することに意義がある」といわれておりましたが、最近は勝てる競技に勝てる選手を派遣するように思われてなりません。たとえば、オーストラリアの男子競泳400メートルはどうでしょうか？選考レースでフライング、即失格となったイアン・ソープ選手は出場の権利を親友が譲るといった、微笑ましい(？)ドタバタ劇の上、出場が決まりました。上位選手の出場辞退なら、次順位の選手が出場するべきと思うのは私だけでしょうか？出場が決まったソープ選手も、辞退した選手もかなりのプレッシャーの中オリンピックを迎えるのでしょうが、どちらにとってもいい結果になればいいと思います。

日本では、女子選手数がはじめて男子のそれを上回りました。とにかく4年に一度のオリンピックが2ヶ月後です。楽しみたいと思います。

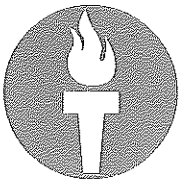

2004.5.第262号　発行人 深貝 亨　発行所 北海道行政書士会
平成16年5月25日発行　編集人 斉藤 秀一　印刷所 (株)スリーエス印刷

郵便番号　060-0001
札幌市中央区北1条西7丁目(西向)　タキモトビル2階
TEL　代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行　北海道銀行本店　(当19116)
北洋銀行本店　(普0742651)
北洋銀行札幌南支店　(普0570344)
札幌銀行本店　(普389444)
振替口座　02730-0-8224番

会員数の概要

(名)

総会員数				前年同月比	前月比
1,423				+21	+7
男性	1,312	女性	111		

平成16年4月末日現在

次号の記事の締切は5月末日です。